○内閣府告示第千二百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三百五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡市

二　地域再生計画の名称　生涯活躍のまち静岡構想推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　静岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千二百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百六十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊橋市

二　地域再生計画の名称　働く人の願いチャレンジ応援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　豊橋市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千二百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新城市

二　地域再生計画の名称　若者が輝き続けるまち・しんしろ創生実現プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　新城市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千二百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　名張市

二　地域再生計画の名称　市民総活躍による『なばり元気のモトづくり』プロジェクト～人材を磨き、地域資源を生かし、もの・仕事をつくり、名張を元気にする～

三　地域再生計画の区域の範囲　名張市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千二百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百九十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　いなべ市

二　地域再生計画の名称　グリーンクリエイティブいなべ推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　いなべ市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千二百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県、大津市、草津市、守山市、高島市、東近江市及び米原市

二　地域再生計画の名称　ビワイチ推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千二百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三百三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県愛知郡愛荘町

二　地域再生計画の名称　あいしょう版『スポーツ×健康づくり×地域づくり』推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県愛知郡愛荘町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千二百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県犬上郡甲良町

二　地域再生計画の名称　小さな地域運営拠点ネットワークの形成による住みよい地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県犬上郡甲良町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千二百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三